



# 旭川市立常盤中学校いじめ・不登校防止基本方針

平成26年4月1日

## 1 いじめ・不登校の問題に対する基本認識，及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また、「いじめ・不登校の問題は，どの学校でも，どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

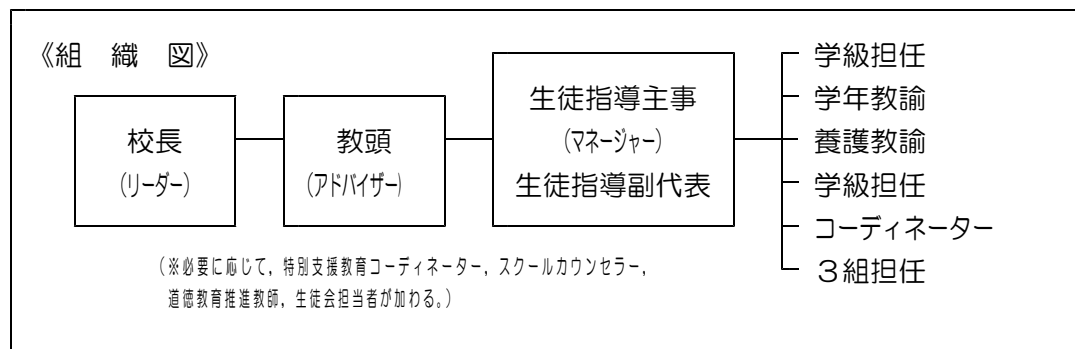
こうした基本認識に立ち，本校では，全ての生徒がいじめを絶対に許さず，良好な人間関係のもと，日々の学習や生活，諸活動等に意欲的に取り組むことができるよう，全教職員が一致協力して，「いじめのない，楽しく学び合う学校づくり」に最大限努力する。

## 2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめ・不登校の問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員，及び保護者等で共有し，関係機関や地域住民等の協力も得ながら，いじめ・不登校の根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする，いじめ・不登校防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し，実効性のある取組を推進する。
- (3) 生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては，設置者や専門機関等の協力を得て，事実解明等を行う緊急の調査組織を設け，被害者救済のための必要な措置を講じる。

## 3 「いじめ・不登校防止委員会」の機能と組織

- (1) いじめ・不登校防止対策を実効的に行う組織として「いじめ・不登校防止委員会」を設置する。
- (2) 校長は，本委員会を定期的に招集するとともに，必要に応じて臨時に招集する。



- ①校長（リーダー）は，いじめ・不登校防止対策の基本的な方向性を示し，取組内容を決定する。
- ②教頭（アドバイザー）は，校長の方針に基づき，生徒指導主事（マネージャー）及び構成員に必要な指示，並びに指導助言を行う。
- ③生徒指導主事（マネージャー）は，対策推進のための実務的な連絡・調整を行う。

#### 4 「いじめ・不登校防止委員会」の責務

- (1) いじめ・不登校防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめに係る生徒の自治活動の推進
- (3) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 生徒の望ましい人間関係や自己肯定感の育成
- (5) 生徒の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめ・不登校の早期発見・早期解消
- (8) いじめ・不登校の予防, 再発防止, 継続的な対応, 個別の配慮
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめ・不登校の問題, 及び生徒理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ・不登校防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他, いじめ・不登校防止対策推進に関すること

#### 5 具体的な取組内容（「年間計画」参照）

- (1) 未然防止の取組
  - ① いじめ, ソーシャルスキルに関する一斉学習の実施（学級活動, 道徳の時間）
  - ② 生徒の主体性を生かした全校集会の実施（生活向上月間, いじめ撲滅宣言等）
  - ③ いじめ・非行防止強調月間の設定
  - ④ 参観日における道徳の授業公開
  - ⑤ 保護者説明会の開催  
（いじめ・不登校防止基本方針の説明, ネットトラブル未然防止, ※市教委作成資料の活用）
  - ⑥ いじめ・不登校の問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修等〕
  - ⑦ 「旭川市生徒指導研究協議会」における情報交流
  - ⑧ 地域クリーン大作戦, ブロンズ像清掃等, ボランティア活動の実施
  - ⑨ 外部講師による「命を守る」講話（ネットトラブル防止教室, 薬物乱用教室防止の実施）
  - ⑩ 地域行事への参加（ふれあいコンサート等）
  - ⑪ 中1ギャップ解消等のための小・中学校連携の推進
- (2) 早期発見・早期解消の取組
  - ① 相談窓口の紹介（「主な相談機関」参照）
  - ② 教育相談事前調査・アンケート等の結果を活用した, 定期的な教育相談の実施
  - ③ 家庭訪問・電話連絡・各種通信等, 保護者との緊密な連携
  - ④ 職員会議, 生徒指導部会議, クラス会議等の定例開催（情報交換・情報共有）
  - ⑤ すき間のない指導体制（朝のHR前, 授業間引き継ぎ, 昼休み等のふれあい巡視, 下校見守り指導, 校内・校外巡視等）
  - ⑥ ネットパトロールの実施
  - ⑦ 関係機関, 地域住民等からの情報収集
  - ⑧ 「いじめ・不登校防止委員会」における対策の検討

## 6 いじめ発生時の対応（「いじめ発生時対応フロー」参照）

- (1) いじめの把握
  - ① いじめアンケート調査による把握
  - ② いじめを受けた本人，または保護者からの訴え
  - ③ 周囲の生徒からの情報
  - ④ 教職員の観察による発見
  - ⑤ 保護者，関係機関，地域住民等からの通報・情報提供
  - ⑥ その他
  
- (2) 初期対応
  - ① いじめの発見者（把握者）から学級担任・学年教師等への情報提供
  - ② 学級担任・学年教師等による関係生徒への事実確認及び指導
  - ③ 「いじめ・不登校防止委員会」への情報提供
  
- (3) いじめの報告
  - ① いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事（マネージャー）・生徒指導副代表へ報告
  - ② 生徒指導主事（マネージャー）から学級担任・学年教師等へ調査の指示
  - ③ 生徒指導部長（マネージャー）から教頭（アドバイザー）へ報告
  - ④ 教頭（アドバイザー）から生徒指導主事（マネージャー）・生徒指導副代表へ必要な指示
  - ⑤ 教頭（アドバイザー）から校長（リーダー）へ報告
  - ⑥ 校長（リーダー）から教頭（アドバイザー）へ必要な指示
  - ⑦ 校長（リーダー）による「いじめ・不登校防止委員会」の招集
  
- (4) 「いじめ・不登校防止委員会」の招集
  - ① 事実関係の解明
  - ② 指導方針の確認
  - ③ 個別指導の検討
  - ④ 役割分担の協議
  - ⑤ 対応チームの編成
  - ⑥ 関係機関との連携
  - ⑦ 全教職員による共通理解の形成
  
- (5) いじめの解消
  - ① いじめを受けた生徒への対応
  - ② いじめを行った生徒への対応
  - ③ 周囲の生徒への対応
  - ④ 保護者への対応
  - ⑤ 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
  - ⑥ 関係機関への相談（児童相談所，スクールソーシャルワーカー，各種相談室等）
  - ⑦ 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用
  
- (6) 再発防止に向けた取組（「いじめ・不登校防止委員会」において検討）
  - ① 原因の詳細な分析
  - ② 学校体制の改善・充実
  - ③ 教育内容及び方法の改善・充実
  - ④ 家庭，地域との連携強化
  - ⑤ 授業規律の遵守
  - ⑥ 基礎学力の向上
  - ⑦ 自己肯定感の向上

## 7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の把握
  - ① 重大事故・事案の発生
  - ② 本人及びその保護者からの申し立て
  - ③ 教育委員会、警察等関係機関からの通報
  - ④ その他
- (2) 重大事態の調査
  - ① 「いじめ・不登校防止委員会」の緊急招集，調査の実施
  - ② 事実の整理，校長（リーダー）への報告
- (3) 重大事態の報告，通報
  - ① 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
  - ② 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請
- (4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）
  - ① 校内調査委員の選定
  - ② 校外の専門家への協力依頼（教育指導課いじめ早期対応チーム，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター等）
  - ③ 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
  - ④ 加害者への教育的措置の検討
  - ⑤ 被害者の救済措置の検討
  - ⑥ 調査及び対応結果の教育委員会への報告
- (5) 措置の実施
  - ① 教育委員会の指示に基づく措置の実施
  - ② 詳細な時系列記録の逐次作成

### 『いじめ・不登校防止の対策に係わる年間計画』

